

加古川市育児休業復帰支援体制補助事業実施要綱

平成 30 年 6 月 29 日

こども部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項の規定による入所の調整を行うに際し、年度当初から先月入所申込みに係る児童の受け入れ体制を整備して当該児童に係る入所枠を確保する特定保育施設に対して、保育士等を雇用するために要する費用の一部を補助することにより、保育の受け皿となる特定保育施設の負担軽減を図り、働く保護者にとって子育てのしやすい環境を整備し、育児休業からの職場復帰を円滑に行うことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 先月入所申込み 申込年度の保育所等入所調整における取り決め（内規）第 4 条に規定する当該申込年度内の育児休業からの復帰を事由とする申込（特定保育施設の利用を希望する月が当該年度の 5 月以降のものに限る。）をいう。
- (2) 特定保育施設 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び同法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者が同法第 7 条第 5 項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。
- (3) 既承諾児童 先月入所申込みが承諾され、特定保育施設の入所枠が確保されている児童をいう。

(対象施設)

第 3 条 本事業の対象施設は、加古川市内に設置され、かつ、既承諾児童の人数が 1 人以上である特定保育施設とする。

(対象期間)

第 4 条 本事業の対象とする期間は、先月入所申込みに係る児童を受入れする年度の 4 月から既承諾児童の入所決定月の前月までの期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）の都合により既承諾児童が特定保育施設に入所

できなくなった場合は、当該申込年度の4月から当初の入所決定月の前月までの期間を限度として、入所調整の対象とすることができなかった月までを対象期間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、特定保育施設の都合により既承諾児童の受け入れができなくなった場合は、当該既承諾児童に係る入所枠を確保していた全期間を本事業の対象期間から除外する。

(費用負担)

第5条 市は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年10月3日こども部長決定)

この要綱は、令和元年10月3日から施行し、第1条の規定による改正後の加古川市育児休業復帰支援体制補助事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用し、第2条の規定による改正後の加古川市育児休業復帰支援体制補助事業実施要綱の規定は、令和元年10月1日から適用する。